

○ 鹿児島県立高等学校及び特別支援学校体育施設開放実施要綱

(昭和49年4月1日 教育長決裁)

1 目 的

この要綱は、県民総スポーツの普及発展とその日常化を図り、県民が健康で文化的な生活を営むために、学校教育に支障のない範囲において、鹿児島県立高等学校及び鹿児島県立特別支援学校（以下「県立学校」という。）の体育施設・設備（以下「体育施設等」という。）を県民の利用に供すること（以下「体育施設等開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 学校開放事務

体育施設等開放に関する事務は、体育施設等開放を行う県立学校（以下「体育施設等開放校」という。）が行うものとする。

3 運営委員会

- (1) 体育施設等開放の適正な運営を行うために、各体育施設等開放校に、次に掲げる者をもって構成する体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

ア 教頭、事務長及び校長が指名する教職員

イ その他校長が指名する者

- (2) 体育施設等開放校の校長（以下「校長」という。）は、次に掲げる事項を決定するときは、あらかじめ運営委員会の意見を聞くものとする。

ア 体育施設等利用団体の登録及びその取消しに関すること。

イ 体育施設等を使用できる運動競技の種目に関すること。

ウ その他体育施設等開放に関する基本事項に関すること。

4 体育施設等利用者

体育施設等を利用できるものは、スポーツ・レクリエーション活動を目的とする団体で、体育施設等開放校に登録されているもの（以下「登録団体」という。）とする。

5 登録申請の手続等

- (1) 登録団体として登録を受けようとする団体は、鹿児島県立学校体育施設等利用団体登録申請書（別記第1号様式）を校長に提出しなければならない。
- (2) 校長は、前号の規定により登録の申請をした団体に体育施設等を利用させることが適当と認めたときは、登録団体に団体登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。

6 責任者等の変更届

登録団体は、その責任者又は管理指導員を変更したときは、速やかに責任者等変更届（別記第3号様式）を校長に届け出なければならない。

7 登録の取消し

校長は、登録団体が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申請に虚偽の事実があるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) スポーツ・レクリエーション団体としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 故意又は重大な過失による体育施設等のき損又は汚損があったとき。
- (5) 長期間にわたり体育施設等を利用しないとき。
- (6) その他当該利用が不適当と認められるとき。

8 利用施設等及び運動種目

体育施設等開放校において利用できる体育施設等及び運動種目は、学校の実情に応じて、校長が定めるものとする。

9 体育施設等開放時間

- (1) 校長は、学校の実情に応じて、体育施設等を開放する時間（以下「体育施設等開放時間」という。）を定めるものとする。
- (2) 校長は、前号の規定により決定した体育施設等開放時間に特別の支障がある場合は、時間を変更することができる。

10 体育施設等非開放日の設定

校長は、体育施設等の整備等のため、体育施設等の開放を行わない日を設けることができる。

11 利用手続等

- (1) 登録団体が、体育施設等を利用しようとするときは、校長の指定する期日までに体育施設等利用許可申請書（別記第4号様式）により校長に申請しなければならない。
- (2) 校長は、前号の規定により申請があった場合は、利用許可をした団体に対し利用体育施設等及び利用日時を決定し、体育施設等利用許可書（別記第5号様式）を登録団体の責任者に交付するものとする。
- (3) 校長は、前号の規定により許可する場合のほか、利用できる体育施設等があるときは、登録団体の申請に基づきその都度許可することができる。
- (4) 前2号の規定により許可を受けた登録団体が、体育施設等を使用しようとするときは、県立学校体育施設開放使用料納付書（別記第6号様式）に体育施設等利用許可書を添付して、別表に定める県立学校体育施設開放使用料を校長に納入しなければならない。

12 利用条件等

体育施設等の利用を許可する場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) 登録団体の責任者及び管理指導員は、利用者の安全の確保及び指導監督に責任を持つこと。なお、管理指導員が不在の場合は、利用できないものとする。

- (2) 利用者の負傷等に対しては当該登録団体が責任をもって適切な処置をすること。
- (3) 体育施設等をき損又は汚損した場合は、当該登録団体が責任を持って速やかに原形に復すること。
- (4) 火気の取扱いについては、特に留意し、利用者の責めに帰すべき事由により生じた火災の損害については、当該登録団体が責任を負うこと。
- (5) 利用後は、利用した体育施設等の整理整頓及び清掃を必ず行うこと。

13 利用の中止

利用者が申請及び許可の内容に反する利用をしていることが判明した場合、校長は、直ちに利用を中止させることができる。

14 管理指導員

- (1) 管理指導員は、体育施設等開放に伴う利用者の危険防止及び体育施設等の適正な利用その他の指導に当たるものとする。
- (2) 利用団体は1団体原則2人以内の管理指導員を置くこととする。
- (3) 校長は、管理指導員に身分証明書（別記第7号様式）を発行する。

15 報告

校長は、当該年度の開放利用状況を、翌年度の4月15日までに教育委員会に報告すること。

16 実施経費

校長は、予算令達の範囲内において、体育施設等開放に必要な経費を支払うものとする。ただし、運営委員会委員の謝金は支払わないものとする。

附 則

この実施要綱は、昭和49年4月19日から施行する。

附 則

この実施要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この実施要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則
この実施要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この実施要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この実施要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この実施要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則
この実施要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この実施要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この実施要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この実施要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則
この実施要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第11項関係）

県立学校体育施設開放使用料

施 設	体 育 館	グラウンド	その他施設
使用料 (1時間当たり)	650円	1,370円	260円
備 考	1 使用料の単位は、1時間当たりとし、1時間未満は1時間とする。 2 使用料納入は、使用料納付書に県収入証紙もしくは決済を証明する書類をはり付けて行うものとする。		